

療機関の窓口でその区分に応じて限度額を適用するために必要になります。認定証が交付されたら、保険証と一緒に認定証を医療機関の窓口へ提示してください。

なお、認定証には有効期限があります。有効期限は申請した月の初日から、翌年度の七月末までとなります。(平成十九年度のみ平成十九年七月末まで)

保険税の滞納のある世帯については「限度額適用認定証」は交付されませんので、これまでどおり医療費の三割(三歳未満は二割)を窓口で負担していただくこととなります。

■問い合わせ先

市役所市民課

☎〇七七一—六八—〇〇〇五

各支所健康福祉課

園部 ☎六八—〇〇—〇〇一

八木 ☎四二—二三—〇〇〇

日吉 ☎六八—〇〇—〇三二

美山 ☎六八—〇〇—〇四一

※社会保険などに加入されている方は、ご加入の医療保険窓口へお問い合わせください。

愛犬に年一回の狂犬病予防注射を!

「犬を飼っている皆さんへ」

四月上旬から狂犬病集合予防注射が始まります。

昨年は日本国内で、海外からの帰国者の狂犬病による犠牲者が発生しました。犬の狂犬病は、日本、英国、北欧諸国を除く世界各国で発生しており、世界保健機関(WHO)によると、全世界で毎年五万人以上の人が狂犬病によって死亡しています。

日本では、狂犬病予防法により、犬の所有者は市町村に登録すること、毎年一回の狂犬病予防注射を受けることを義務付けています。(狂犬病予防法では、犬の登録や狂犬病予防注射をせず、鑑札、注射済票を付けない場合、二十万円以下の罰則があります)

犬にかまれた場合、未注射犬であれば、大きな問題となります。狂犬病予防注射の巡回場所は別途配布のチラシなどでお知らせしますので、毎

年一回必ず受けさせましょう。

「海外でもしも、かまれてしまったら…」

海外の狂犬病流行地では、犬やねこ、野生動物などには、むやみに手を出さないようにしましょう。狂犬病の恐れのある犬などにかまれたら、すぐに傷口を石けんと水でよく洗い、医療機関でできるだけ早く傷の処置と狂犬病ワクチン接種を受けてください。また、帰国時には検疫所に申し出てください。

【犬の登録について】

犬を飼う場合は登録が必要です。対象となるのは生後九十一日以上の子犬で、飼い始めてから三十日以内に必ず登録をしてください。

登録手続きは各支所健康福祉課、または動物病院で行ってください。登録料は一匹につき三千円です。

登録すると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪

に取り付けてください。鑑札を再発行する場合は一匹につき千六百円が必要です。

登録した犬が死亡したり、飼い主の氏名や住所が変わったときにも、各支所健康福祉課に届け出てください。(狂犬病予防法では、犬の死亡の届出をしなければ、犬の所在地や所有者の住所、氏名などの変更の届出をしなければ、二十万円以下の罰則があります)

■問い合わせ先

市役所市民課

☎〇七七一—六八—〇〇〇五

各支所健康福祉課

園部 ☎六八—〇〇—〇〇一

八木 ☎四二—二三—〇〇〇

日吉 ☎六八—〇〇—〇三二

美山 ☎六八—〇〇—〇四一

